

## 報告事項 ③会費規程改定の件

### 会費規程の改定理由

当法人会の運営資金である流動性資産の減少および物価上昇に伴う諸経費の値上げ等により、法人会の運営費用も増加傾向の中、安定した法人会の運営を図る必要があるため、会費規程第3条に規定する会費の用途について改定する。

#### 会費規程改定 新旧対照表

現 行		改 定	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人 伊万里有田法人（以下本会という）の定款第8条に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会費)</p> <p>第2条 本会の会費は次の通りとする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 改定なし</p> <p>(会費)</p> <p>第2条 改定なし</p>	
正 会 員	払込済資本金	会 費 額	
	500万円未満	年額5,000円	
	500万円以上 1,000万円未満	〃 7,000円	
	1,000万円以上 5,000万円未満	〃 10,000円	
	5,000万円以上 1億円未満	〃 15,000円	
	1億円以上 5億円未満	〃 20,000円	
	5億円以上	〃 30,000円	
	伊万里税務署の管轄区域外に本社があり、本社名義で入会した法人の支店・営業所等	〃 6,000円	
	正会員の子会社・関連会社等	〃 2,000円	
賛 助 会 員	・法人の支店・営業所事業所 (正会員である者を除く) ・個人事業者	〃 3,000円	
<p>(会費の用途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の<u>10%</u>以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。</p> <p>(会費納入)</p> <p>第4条 入会者は入会申込の次年度より会費を納入しなければならない。但し、入会申込と同時に口座引落依頼書を事務局に提出しなければならない。</p>		<p>(会費の用途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の<u>1%</u>以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。</p> <p>(会費納入)</p> <p>第4条 改定なし</p>	

<p>(納入方法)</p> <p>第5条 会員は、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納入しなければならない。</p> <p>2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入するものとする。</p> <p>3 前項の自動引落としを希望しない場合は、以下のいずれかの方法によることができる。</p> <p>(1) 金融機関を利用しての振込</p> <p>(2) 事務局への持参、または集金</p> <p>(資本金の増減)</p> <p>第6条 資本金に増減があった場合は、翌年から増減後の資本金に応じた会費を納入する。</p> <p>(催告)</p> <p>第7条 会員が第4条の規定に違反し、その会費が滞納となった場合は、6ヶ月ごとに文書による催告を行う。</p> <p>2 定款第7条第5号の規定に該当する判断した場合は、文書による最終催告を行い、催告後1ヶ月を経ても納入がない場合は会員資格を喪失する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を得るものとする。</p> <p>附則1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。 (公益社団法人移行に伴う変更)</p> <p>2 この規程は、平成27年4月1日より施行する。 (第3条改定)</p> <p>3 この規程の改定については、令和6年3月19日開催の理事会において承認可決され、令和6年5月24日定時総会において決議される。 なお、改定後の会費の適用は、令和7年度からとする。</p>	<p>(納入方法)</p> <p>第5条 改定なし</p> <p>(資本金の増減)</p> <p>第6条 改定なし</p> <p>(催告)</p> <p>第7条 改定なし</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 <u>この規程を改廃するとき、及び、この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第9条 <u>廃止</u></p> <p>附則1 改定なし (公益社団法人移行に伴う変更)</p> <p>2 改定なし (第3条改定)</p> <p>3 改定なし (第3条改定)</p> <p>4 <u>この規程は、令和7年4月1日より施行する。 (第3条改定)</u></p>
--	---